

令和8年度 事業承継・事業継続力強化支援事業業務委託 仕様書

1 件名

令和8年度 事業承継・事業継続力強化支援事業業務委託

2 目的

中小企業経営者の高齢化の進行と後継者の不在、近年の災害の頻発化・激甚化など、市内中小企業の事業継続に関するリスクが増大している。事業承継と事業継続力強化は「企業活動の継続支援」という意味では同じであり、国においても、令和元年7月に「中小企業強靭化法」が施行され、両事業を一体的に支援する法改正が行われたところである。

本事業では、市内中小企業の事業継続に関するリスクに対応するため、セミナーや後継者育成講座、啓発・プロモーションを通じた事業承継・BCPの支援を実施すると共に、円滑な事業承継に向けた経営基盤強化のための伴走支援を一体的に実施し、本市産業の強靭化に繋げる。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

川崎市内 他

5 本事業の支援対象者

次の要件を満たす中小企業とする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有していること。
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。
(個人事業主を含む)
- (3) 事業承継又は事業継続力強化の支援を必要とする者であること。

6 業務内容

(1) 専門家派遣

- ・事業承継・BCPの課題を有する事業者に対し、課題に応じた様々な専門家を派遣する。
- ・専門家派遣の実施方法は、①支援先開拓、②個別課題解決、③長期伴走支援、④出張セミナーの4つのパターンを実施することとし、全体の派遣回数は130回程度とする。なお、②個別課題解決、③長期伴走支援、④出張セミナーについては、受託者のネットワークや情報発信ツール(WEBメディア、SNS、メールマガ等)を活用し、新たな支援先の発掘を図っていくものとする。

それぞれの支援内容は以下のとおりとする。

① 支援先開拓

金融機関等からの依頼に応じた支援候補先へのヒアリングのため、専門家を派遣する。

(各社原則1回)

- ・市は、受託者に支援候補先の情報を共有する。それを踏まえ、受託者は企業の現状やニーズに沿った専門家を派遣すること。
- ・派遣する専門家は、受託者のネットワークを活用して選定した専門家や公益財団法人川崎市産業振興財団に登録された専門家など、支援内容に適した能力を有する人物とすること。
- ・市内企業への周知、派遣を希望する企業と専門家との調整、専門家への謝礼支払等について

対応すること。

- ・自社以外の場所で相談を希望する事業者については、相談に適した面談場所を用意すること。
- ・専門家の謝礼単価、専門家の資格要件、オンライン対応の可否等については市と協議の上で決定すること。

② 個別課題解決

事業承継・B C Pに関する課題解決支援のため、専門家を派遣する。(各社最大3回)

- ・市は、申込や問合せがあった事業者に電話等によるヒアリングを行い、受託者に情報を共有する。それを踏まえ、受託者は企業の現状やニーズに沿った専門家を派遣すること。
- ・派遣する専門家は、受託者のネットワークを活用して選定した専門家や公益財団法人川崎市産業振興財団に登録された専門家など、支援内容に適した能力を有する人物とすること。
- ・市内企業への周知、派遣を希望する企業と専門家との調整、専門家への謝礼支払等について対応すること。
- ・自社以外の場所で相談を希望する事業者については、相談に適した面談場所を用意すること。
- ・専門家の謝礼単価、専門家の資格要件、オンライン対応の可否等については市と協議の上で決定すること。

③ 長期伴走支援（伴走支援コーディネータ派遣）

親族内承継、従業員承継、M&Aといった事業承継を検討している企業や、将来の事業承継に向けて経営革新等に取り組もうとしている企業（プレ事業承継）、事業承継を実行したばかりで、これから経営力の向上を図ろうとする企業（ポスト事業承継）を対象に、伴走支援コーディネータを派遣し、将来構想の検討や課題の整理など経営力向上のための支援を行う。

- ・支援対象企業は、事業承継の形態や業種等を考慮し、市内企業の参考となるような企業を本市と協議の上、選定する。
- ・1社あたりの派遣回数は月1回程度とする。また、令和5年度～令和7年度支援先の計画実行状況の確認などのフォローアップ支援を適宜実施する。
- ・地域の金融機関等と連携するとともに、必要に応じて、中小企業診断士や税理士など様々な分野の専門家と調整し、一緒に訪問すること。派遣する専門家は、公益財団法人川崎市産業振興財団に登録された専門家を優先することとし、同財団に適した専門家が不在の場合には、受託者が有するネットワークを活用して適切な専門家を選定すること。
- ・オンライン対応の可否については市と協議の上で決定すること。
- ・伴走支援コーディネータは8名程度とし、伴走支援コーディネータの選定や謝礼単価については市と協議の上で決定すること。

④ 出張セミナー

地域の金融機関や中小企業団体等からの要望に応じて、講師を派遣する出張セミナーを実施する。なお、出張セミナーの実施にあたっては、実施日時、定員数、会場等について、派遣要望先及び市と協議の上で決定すること。

(2) 定例ミーティングの開催

受託者（伴走支援コーディネータを含む）、支援機関、市職員等で構成する定例ミーティングを開催し、伴走支援先の進捗状況や取組成果、支援ノウハウなどを共有することで支援チームとしての一体感を高め、伴走支援体制の強化を図る。

具体的には以下の業務を行うこと。

- ・定例ミーティング参加者の構成は、受託者（伴走支援コーディネータを含む）、支援機関、市職員等とし、年3回程度開催すること。
- ・市と協議の上、必要に応じて事業承継等の中小企業支援に精通した専門家や、事業承継を経

験した中小企業経営者等に講師として定例ミーティングに参加してもらうこと。

- ・参加者との調整、会場手配、会場料金・備品・伴走支援コーディネータ・講師の謝礼支払等について対応すること。
- ・伴走支援コーディネータや講師への謝礼単価、定例ミーティングの開催時期、開催内容等については市と協議の上で決定すること。

(3) 後継者育成講座の開催

- ・開催は年1回とし、9回以上の講座とする。
- ・定員は20名程度とする。
- ・市と協議の上、必要に応じて事業承継を経験した事業者が事例を発表する機会を講座内に設けること。
- ・市内企業への周知、参加者受付、会場手配、会場料金・備品・講師謝礼・事例発表事業者謝礼支払等について対応すること。
- ・参加者の実費負担（テキスト費用等）について令和7年度負担額（22,000円、税込）を考慮し、適切な金額を設定すること。
- ・受託者のネットワークや情報発信ツール（WEBメディア、SNS、メルマガ等）を活用し、支援先の開拓及び確実な集客を図ること。
- ・開催時期、開催場所、開催回数、内容、講師等については市と協議の上で決定すること。
- ・後継者育成講座の開催を案内するチラシを作成し、印刷部数500部、2頁、コート紙・両面、4cで印刷すること。

(4) BCPセミナーの開催

- ・開催は1回以上とすること。
- ・定員は20名程度とする。
- ・BCPの概要を伝える講演と共に、参加事業者のBCPの基礎部分を作成する作業を盛り込むなど、講演と参加者による作業を含んだ内容とすること。
- ・様々な業種に対応できるよう、講師は中小企業のBCP策定支援について豊富な経験を有する者を設定すること。
- ・受託者のネットワークや情報発信ツール（WEBメディア、SNS、メルマガ等）を活用し、支援先の開拓及び確実な集客を図ること。
- ・市内企業への周知、集客、参加者受付、会場手配、会場料金・備品・講師謝礼支払等について対応すること。
- ・開催時期、内容、講師等については市と協議の上で決定すること。
- ・BCPセミナーを紹介する広報媒体用のチラシデータを作成すること。

(5) M&Aマッチング（売り手向け支援）

- ・M&A（売り）を希望する事業者を対象に、KAWASAKI事業承継市場で連携する民間支援事業者のM&A支援プラットフォームを活用し、伴走型のマッチング支援を行う。（1社程度）

(6) 啓発・プロモーション

- ・事業承継等に関する啓発や支援先の新規開拓を目的に、本事業のプロモーションや事業承継の実例紹介（親族内承継、従業員承継、外部人材採用、M&A等）による啓発を行う。
- ・具体的には、以下の業務を行うこと。

ア 事業承継事例の取材と地域メディアへの掲載

- ・市内事業者の事例承継の事例を広く発信するため、身近な地域メディアへ市内事業者の事業承継事例を12社程度取材し、連載記事を掲載すること。
- ・取材対象とする事業者、記事の内容、掲載する地域メディア、掲載記事の大きさ等については市と協議の上で決定すること。
- ・取材した記事の著作権は市に帰属するものとする。
- ・「事例の地域メディアへの掲載」で取材した事例を集約した冊子を作成・印刷すること。印刷部数は500部とし、作成する冊子は30頁程度でコート紙・両面、4cとすること。

7 その他

- (1) 下記について、それぞれ報告書を作成し提出すること。
 - ・専門家派遣の実施報告書
 - ・伴走コーディネータ派遣の実施報告書
 - ・後継者育成講座の参加者名簿、成果物、アンケート集計表
 - ・BCPセミナー及び啓発セミナーの参加者名簿、アンケート集計表
 - ・啓発・プロモーションで作成したデータ等一式
 - ・本事業の実施により達成された成果創出の結果
- (2) 業務完了後、全体の報告書を作成し提出すること。
- (3) 次年度の受託事業者又は事業体制が変更となった場合等、市が必要とした際には、次年度の支援に必要なデータ（支援が完了していない専門家派遣及び伴走支援コーディネータの記録等）について、市へ全てのデータを提出し、円滑な業務引継ぎを行うこと。
- (4) 事業の実施にあたり、事業承継・事業継続力強化支援に関して専門的知見を持つ人材を有する者を配置すること。
- (5) 当該業務にかかる一切の費用は、契約金額に含むものとする。
- (6) その他、仕様書に定めのない事項については、別途協議の上で決定する。